「地域連続法話会」の助成について【実施要項】

寺院活性化支援室 過疎・過密地域寺院教化支援では、真宗の教えとの出遇いの場、寺院が共同して聞法の場を開く取り組みが推進されることを願い、地域連続法話会の開催に対しての助成を行います。

１　期　　間　２０２３年度から２０２５年度

２　対象及び内容　国の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、全部過疎、一部過疎、みなし過疎及び特定市町村に指定された市町村に含まれる３カ寺以上の寺院・教会が、共同して同朋の会や法座を開き、同一講師が連続して出向する。
※講師は主催者に選定いただきます。

３　助　　成　１００，０００円（１年度１カ所１回）

４　申込方法　開催の１カ月前までに、「地域連続法話会」助成申請書を所轄教務所に提出してください。助成目的に合致しない場合や、申請締切を越えた場合は交付できません。

５　その他（１）当日の取材をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
（２）開催の検討、準備のご相談は、企画調整局までご連絡ください。

【お問い合わせ】
企画調整局内　寺院活性化支援室 過疎・過密地域寺院教化支援担当 ℡075-371-9208

以　上